

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当る時翌日)

鳥取県公報

規則

目 次

◇規則 鳥取県立高等看護学院学則の一部改正

◇告示 保険医、保険薬剤師の登録

保険医療機関、保険薬局の指定

指定医療機関の辞退

結核予防法の規定に基づく定期外の健康診断

及び予防接種の実施

豚コレラ予防注射の実施

牛の結核病並びにブルセラ病検査の実施

建設業者の登録

昭和三十六年一月鳥取県告示第四八号の一部
改正

家畜人工授精師の免許及び免許証の書換交付

字の区域の変更

昭和三十六年度ふぐ処理師並びにふぐ調理師

試験の実施

危険物取扱主任者試験の合格者発表

昭和三十六年度第二回理容師、美容師試験の
結果

◆公告

合格者発表
昭和三十六年度林業改良指導員資格試験の実施

規則

鳥取県立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十号
規則

鳥取県立高等看護学院学則(昭和二十九年三月鳥取県

規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条 学生の成績は、学科試験の成績及び臨床実習の評価に、平素の成績を加味して決定する。

第二十二条 前条の成績は、点数をもつて表わし、それ

名 称	所 在 地	開設者氏名	診 療 科 名	指 定 年 月 日	採用点数表
沢田 歯科	東伯郡三朝町穴鴨	沢田 克己 歯科	石 破 二 朗	昭三十六年十二月一日	
高田内科医院	境港市東雲町一八	高田貢太郎	内科、小兒科、放射線科	昭三十六年十月二十八日	
鳥取生協病院附属 大森生協診療所	鳥取市西品治町	山崎 季治	内科、小兒科	乙の二	
だいせん薬局	米子市皆生一七五	小原 茂己	内科、小兒科	九月 五日	
水谷 医院	倉吉市仲ノ町七七〇	水谷 十弥	産婦、内、小兒科	九月 五日	
音田 内科	メ 東町四四〇	音田 作衛	内科、放射線科	十月 一日	
稻田 医院	米子市中町二八	宮本 敏夫	産婦人科	九月 一日	
中路歯科医院	八頭郡若桜町一八〇	中路 保宏	歯 科	十月 一日	
福島 薬局	境港市中町九二	福島 哲			

鳥取県告示第六百六十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

ぞれ百点をもつて満点とし、学科は各科目六十点以上を、臨床実習の評価は七十五点以上を合格とする。ただし、不合格の科目については、学科は再試験、臨床実習は補修を行なう。

第二十六条第二項中「手当として月八百円を給するほか食事を給し、」を「毎月修学金を給するほか、」に改める。

第三十一条第一項に次のただし書を加え、同条第二項中「寄宿舎」の下に「及び通学」を加える。ただし、学長の許可によつて通学することができる。

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第六百六十七号

健康保険（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医、保険薬剤師の登

鳥取県告示第六百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

氏 名	住 所	登録の記号	登録年月日
門脇 馨	西伯郡大山町末	鳥薬一三三	昭和三十六年十一月十七日
吉田 光	鳥取市中町四四	鳥医八八六	八八七
深田栄一	古市一	八八七	八八七

昭和三十六年十二月一日

録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

二十六号) 第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年十二月一日

昭和三十六年十一月一日から昭和三十六年十二月三十
一日まで

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

指定医療機
関の名稱

所 在 地

昭和三十六年 十一月一日 小鹿診療所 東伯郡三朝町大字東小鹿
一五六〇の三

十一日 山田 医院 八頭郡郡家町大字米岡

八頭郡郡家町大字米岡

三 健康診断及び予防接種の実施場所
根雨保健所

根雨保健所管内一円

昭和三十六年

十一日

山田 医院

鳥取県告示第六百七十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条及び第十四条の規定に基づく定期外の健康診断及び予防接種を次のとおり実施する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断及び予防接種を受けるべき者

1 理容師、美容師、クリーニング師及びその家族

2 飲食業者及びその家族

二 健康診断及び予防接種の実施期日

鳥取県告示第六百七十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第一百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内の

ものを除く。

四 実施の期日 昭和三十六年十二月七日から昭和三十一

七年一月六日までの期間各豚舍巡回注

射

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第六百七十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病並びにブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第一百六十六号)第六

条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病並びにブルセラ病予防のた
め

二 実施の区域 別表のとおり

実施期日	実施区域	実施場所
第一次検査	第二次検査	
十二月 四日	十二月 七月	東伯郡大栄町由良地区 大谷家畜検診
五日	八日	羽合町全域 長瀬ヶ
六日	九日	赤崎町赤崎区 県立種畜場

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している

雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法

01043

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号 (第3種郵便物認可)

番号	免許証 番号	家畜人工授 精師として う家畜の種 類	名	住所	氏名
五六三 豚	鳥取市伏野一、一二八番	森井 重昭	五六九 牛	氣高郡氣高町下坂本六五	西山 宏昭
五六四 犬	古海九七の一	古川 林藏	四三〇	全家畜 東伯郡東郷町松崎三〇二	野口廸彦
五六五 猫	豆腐町四七	中井 忠久			
五六六 犬	源太三九の六	田中 道春			
五六七 牛					
五六八 豚					
行徳は一五二	鈴木 健一				

鳥取県告示第六百七十五号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十
六条並びに第三十二条の規定により、次のとおり家畜人
工授精師の免許及び免許証の書換交付した。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県 知事 石 破 二 朗

一家畜人工授精師免許の書換交付を受けた者の住所氏
名

鳥取県告示第六百七十六号

区画整理の施行に伴ない地方自治法施行令（昭和二十
二年政令第十六号）第一百七十九条第一項の規定により倉
吉市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、昭和三十
六年十二月一日から施行する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県 知事 石 破 二 朗

一 北野字北下河原一、二ノ二、三ノ二、一一ノ一、一
二、北野字南下河原一三、一四の内、一五ノ一の内、
一六の内、一六ノ一の内、一九の内、二〇ノ一、二〇

01042

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号 (第3種郵便物認可)

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要	要
鳥取県知事登録 (と)第五九九号	昭三六年 一月一〇日	山浦建設(有)	米子市角盤町三丁目	松永 一三	管々	
第五九一号	タ一〇月二七日	久米水道工業所	日野郡日南町湯河	岩美郡岩美町浦富	吉沢 大典	建設工事
第五九二号	タ一月二日	吉沢土建			土木	
第六〇〇号	一〇日	(有)山東建設	気高郡鹿野町大字河内	見生 利信	建設	

鳥取県告示第六百七十四号

鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規
則第三号）第四十二条の規定により、公共工事の前払金
保証事業に関する法律第五条の規定に基づき、登録を受
けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に
要する経費の前払取扱要綱（昭和三十六年一月鳥取県
告示第四十八号）の一部を次のように改正し、昭和三十

六年十二月一日から施行する。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県 知事 石 破 二 朗

第一条第一項第二号中「二五%」を「三〇%」に、「
請負代価の二〇%以内」を「請負代価の二五%以内。た
だし、災害復旧工事については、三〇%以内とする。」
に改める。

鳥取県告示第六百七十三号

建設業法（昭和二十四年法律第一百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、
次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県 知事 石 破 二 朗

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号

八〇の内、二八一ノ一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字前田に変更
 一 北野字松ノ木一三六ノ一、二四〇ノ一、一四一ノ一、一四二ノ一、一五五ノ一、一五六ノ一、一五七、一五八、北野字中ノ河原自一五九至一六二、自一六四至一六八、北野字下高瀬自一八八至一九〇、北野字倉カケ二四〇ノ一、二四一、二四二、二四三ノ一、二五四、二四五、二四六ノ一、二四九、二五〇、二五一、二五一次一、二五二ノ一、二五二ノ二、二五二ノ三、二五二ノ五、二五三ノ一、二六四、二六五ノ一、北野字権現二三四ノ二の内、二三五ノ三の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字上河原に変更
 一 北野字倉カケ二四五の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字権現に変更

六ノ一、二六七ノ一、二六八、二六九ノ一、二七〇、二七〇ノ一、二七一、北野字大隈二七三、二七二、二七五、二七六、二七七、二七八の内、二八〇の内、二八一ノ一、二八一ノ二、二八二、二八四、二八五、北野字権現二二七ノ一の内、二三一の内、二三二、二三三ノ一の内、二三四ノ一、北野字欠口三〇一の内、三〇二の内、三〇三ノ一の内、三〇四の内、三〇五の内、三〇五次一、三〇六の内、三〇七の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字行留メに変更
 一 北野字欠口三〇一の内、三〇二の内、三〇二ノ一の内、三一八、三一九、北野字水上三三六ノ一、三三六ノ二、三三六ノ三、三三七、三三八、三三九、三三〇の内、三四八の内、北野字大坪三四九の内、三五〇の

ノ二、二一ノ二、北野字下アカケ二七ノ一、二七ノ二、二八ノ一、二九ノ一、三一ノ一、三二ノ一、三四、三五、三六の内、三七の内、三九の内、四二の内、北野字上アカケ六〇の内、六八の内、六九、七〇の内、七一、七二、七三ノ一、七四ノ二、七四ノ三、七七ノ一、七八、七九ノ一の内、七九ノ二、北野字八反田八二ノ一の内、八二ノ二、北野字松ノ木一四四ノ四、一四五、一四六、一四七、一四八ノ一、一四八ノ三、一四九ノ一、一五一ノ一、一五二ノ二、北野字大石橋五六六の内、五六七の内、五六七次一及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字下河原に変更
 一 北野字南下河原一四の内、一五ノ一の内、一六の内、一六ノ一の内、一七、一八、一九の内、北野字下アカケ三七の内、三八の内、三九の内、四〇、四一、四二の内、自四三至四八、四九の内、北野字水抜五四七の内、五四七ノ一の内、北野字中庄路五四九の内、五六一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字下赤家に変更

一 北野字下アカケ三六の内、三七の内、三八の内、四九の内、北野字上アカケ五〇、五一の内、五二の内、五七の内、五八の内、六二の内、六三の内、自六四至六七、六八の内、七〇の内、北野字八反田九四の内、九四ノ一の内、九五の内、九六の内、九七の内、北野字水抜五四七ノ一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字上赤家に変更
 一 北野字上アカケ五一の内、五二の内、自五三至五六、五七の内、五八の内、五九、六〇の内、六一、六二の内、五三七の内、北野字下野ノ前五二八の内、五二八次一、北野字前田一〇六及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字八反田に変更
 一 北野字八反田八三、八九、九〇、北野字松ノ木一三二、一三三、一三四ノ一、一三五ノ一、一三六ノ二、一三七ノ一、一三九ノ一、一四三ノ二、一四四ノ一、北野字倉カケ二五三ノ一の内、二五四ノ二、二五五の内、二五八の内、北野字大隈二七八の内、二七九、二

内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字
鯰に変更。

一 北野字行留メ二九九の内、三〇〇の内及びこれに伴
う道路水路等の国有地の全部を北野字水上に変更

一 北野字水上三三〇の内、三四八の内、北野字井手ノ
上三七四の内、三七五ノ一、三七五ノ二、三七六の内、
三七七の内、三八一の内、北野字西高下三九八ノ一の
内、北野字下山根四二九の内、北野字屋敷四六一の内、
四六二の内、四六三ノ四の内及びこれに伴う道路水路
等の国有地の全部を北野字大坪に変更

一 北野字鯰三二一ノ二の内、三二二ノ一の内、三二二
ノ二の内、三二三の内、三二四の内、北野字大坪三四
九の内、三五〇の内、北野字西高下三九五の内、三九
八ノ一の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部
を北野字井手ノ上に変更

一 北野字井手ノ上三九三の内、北野字谷垣四〇二ノ一
の内、四〇二ノ二、四〇三の内、四〇四の内、四〇五、
自四〇六至四〇九、四一〇の内、四一一の内、四一二

の内、四一三の内、四一五の内、小鴨字穴田九三二ノ
四、九三二ノ五及びこれに伴う道路水路等の国有地の
全部を北野字西高下に変更

一 北野字上山根四二三、四二四の内及びこれに伴う道
路水路等の国有地の全部を北野字谷垣に変更

一 北野字大坪三六八の内、三六九の内、三七三の内、
三九八ノ一の内、三九九ノ一の内、三九九ノ二、四〇
〇、四〇一、北野字谷垣四〇二ノ一の内、北野字上山
根四二四の内、四二五ノ一、四二五ノ二、四二六、北
野字下山根四二八、四二九の内、四二七、自四三〇至
四三八、北野字南代四三九、四四〇、四五九の内、四
六〇、北野字屋敷四六一の内、四六二の内及びこれに
伴う道路水路等の国有地の全部を北野字山根に変更

一 北野字八反田一〇三ノ一の内、北野字下野ノ前五三
一の内、五三四の内、五三四ノ一の内、五三五の内及
びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を北野字上山
野前に変更

一 北野字八反田九四の内、九七の内、北野字下野ノ前
野前五一五の内、五一六ノ四の内、五二七の内、北野
字水抜五三八の内、五三九の内、北野字野々下六四三
ノ一九の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部
を北野字下野ノ前に変更

一 北野字大坪三五九の内、三六〇の内、北野字南代四
五九の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を
北野字屋敷に変更

01047
(第3種郵便物)
第3281号

11 昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号

01046
(第3種郵便物)
第3281号

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号 10

一 北野字八反田九四の内、九七の内、北野字下野ノ前
五二九の内、五三〇の内、北野字中庄路五五一ノ三の
内、五五三の内、五五四の内、北野字野ノ下六四三ノ
一九の内、六四三ノ二〇及びこれに伴う道路水路等の
国有地の全部を北野字水抜に変更

一 北野字八反田九四の内、九七の内、北野字下野ノ前
五七六の内、五七七の内北野字野ノ下六四三ノ二一、
六四三ノ二二、六四三ノ二三及びこれに伴う道路水路
等の国有地の全部を北野字中庄路に変更

一 北野字南下河原一四の内、五六四の内、五七二の内、
五五九の内、五六一の内、北野字中庄路五五八の内、
六二四の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部
を北野字大石橋に変更

公 告

ト ふぐの取扱等に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県
条例第十二号）第三条第一項及び第二項に規定するふぐ
処理師試験及びふぐ調理士試験を次のとおり実施する。

昭和三十六年十二月一日

1 受験資格 烏取県知事 石 破 二 朗

1 ふぐ処理師試験

昭和三十六年十二月十三日現在において年令十八

才以上で、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第
二百二十九号）第五条第十一号及び第十三号に規定
する営業又は乾ふぐ製造営業に二年以上從事してい

る者

2 ふぐ調理師試験

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第二条に規定する調理師である者

二 受験手続

1 願書の受付期間

昭和三十六年十一月二十七日から同年十二月五日まで

2 受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。

(1) ふぐ処理師試験

(一) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(二) 写真（名刺型、正面脱帽、上半身を最近六月以内に撮影したもの）

(三) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に二年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

(4) ふぐ調理師試験

- (一) 履歴書
- (二) 写真（名刺型、正面脱帽、上半身を最近六月以内に撮影したもの）
- (三) 調理師免許証の写

三 試験実施期日

昭和三十六年十二月十三日（水曜日）午後一時から午後四時まで

2 実地試験

昭和三十六年十二月十四日午前十時から（米子、根雨保健所管内受験者）同年十二月十五日午前十時から（鳥取、倉吉、郡家、浜村保健所管内受験者）

3 試験場所

鳥取、倉吉、郡家、浜村保健所管内の受験者

4 試験場所

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

5 試験場所

米子、根雨保健所管内の受験者

昭

米子市角盤町二丁目 米子保健所

2 実地試験

鳥取、倉吉、郡家、浜村保健所管内の受験者

鳥取市西町 鳥取家政高等学校

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

五百円（受験願書に鳥取県收入証紙をはりつけること。）

七 試験当日の携行品

1 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり

2 実地試験 受験票、白帽、白衣、庖丁及び耐水性のはさみの

八 合格者の発表

実地試験終了後一週間以内に所轄保健所に掲示する。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二第三項の規定による昭和三十六年度第二回危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲 種

乾

則夫

2 ふぐ調理師試験

(一) 衛生関係法規（主として条例）

(二) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

(三) ふぐ調理の実地（毒性臓器の鑑別を含む。）

六 試験手数料

乙種 第三類

受験番号 氏名

受験番号 氏名

受験番号 氏名

受験番号 氏名

三 中山 一郎

五 武田 国夫

六〇 福島 庸二

八四 小林 忠義

四 片山 正紀

七 小川 清治

六二 西尾 信利

八五 平岩 義光

乙種 第四類

八 吉田 富雄

三三 田中 操

六五 山田 隆昌

六三 中山 博範

一〇 松村 五智雄

三四 森本 利光

六六 木原 兼治

九三 新竹 茂

一八 森本 好春

三九 山本 年男

六八 難波 宜行

九四 山口 友正

二一 林田 観治

四〇 船越 利道

六九 西尾 幹藏

八八 萩野 繁雄

一四 井島 督人

四一 高垣 文雄

七〇 川上 孝明

九一 岡山 正雄

一三 岡村 幸栄

四三 服部 茂三

七一 浜口 重雄

九二 福本 博道

二六 福田 孝幸

四七 岸本 恵喜雄

七二 三明 淳三

九三 新竹 茂

二三 花井 博勝

四五 山本 剛象

七三 中原 满教

九四 山口 友正

二四 田中 三郎

四六 谷口 隆夫

七四 三明 淳三

九五 岩本 德夫

二九 山本 広道

四五 山本 剛象

七五 中原 满教

九六 岩本 德夫

三〇 山口 譲

四九 蔡内 秀男

七六 五利江 勝義

九七 川口 義人

平岡 喜嗣

五二 平岡 喜嗣

七七 住口 美智雄

九八 丹羽 保夫

一七 四坂本 紀昭

七八 佐々木 正勝

七八 五利江 勝義

九九 浜田 維章

一七 五出水 文明

七八 佐々木 正勝

七九 住口 美智雄

一〇〇 松下 武史

一七 六泰 一二三

八一 高橋 満男

八〇 七金川 有憲

一〇一 森川 定信

一七 七管野 三男

八二 田中 達雄

八一 七金川 有憲

一〇二 福本 博道

一七 八植野 和年

八三 北野 武

八二 高橋 満男

一〇三 丹羽 保夫

一七 九吉村 守

八四 生田 耕

八三 高尾 福美

一〇四 岡村 俊雄

一七 一柳井 一義

八五 竹内 清

八四 高尾 福美

一〇五 浜田 維章

一七 二武田 国夫

八六 植野 和年

八五 高尾 福美

一〇六 松下 武史

一七 三木本 貞

八七 武良 大

八六 高尾 福美

一〇七 金川 有憲

一七 四木本 忠男

八八 木本 忠男

八七 高尾 福美

一〇八 丹羽 保夫

一七 五木本 忠男

八九 久野 政信

八八 高尾 福美

一〇九 松下 武史

一七 六木本 忠男

九〇 久野 政信

八九 佐伯 英昭

一一〇 森川 定信

一七 七木本 忠男

九一 久野 政信

九〇 佐伯 英昭

一一一 岡村 俊雄

一七 八木本 忠男

九二 森畑 行雄

九一 森畑 行雄

一一二 岡村 俊雄

乙種 第六類

受験番号 氏名

受験番号 氏名

一九四 中原 貢

一九五 堀江 憲

昭和三十六年十一月六日及び十一月十三日に実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号 氏名

受験番号 氏名

一 小西 美根子

二 大西 稔枝

おいて、林業に関する正規の課程を修めて、卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和十六年文部省令第五十四号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校、高等学女校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

(一) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等学校若しくは旧中学校令（明治三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による

度検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（昭和二十六年文部省令第三十号）による

(二) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に於ける林業に関する技術についての普及又は指導に從事した期間又はこれらの期間を通算した期間が八年以上に達する者
 (四) 前二号に規定するほか、前号イ若しくはロの職務を有すると知事が認めた者
 (注) 受験資格四により知事の認定を受けようとする者

三 小谷 裕子	十七 宇那手弥生	七 西村真理子	十四 岡坂 鮎子
五 安本三千代	十八 石谷 幸吉	八 秋田理代子	十五 尾崎 洋子
六 竹内 菊江	十九 高橋 典好	九 阿部 泰子	十六 影山 幸
七 矢口・清枝	二十 木村 節子	十 遠藤公美子	十七 角山 唐子
八 谷口与兵司	二十一 田中美佐子	十一 竹内 二枝	十八 上原 敦子
九 浜本美津江	二十二 山本 弘美	十二 木村 昭代	十九 藤谷 悅子
十 川戸 勝	二十四 向坊美佐子	十三 岡奈 温己	二十 山本 幸恵
十一 西川 和子	二十五 石見 平子	計 二十七名	二十名
十二 井上 千歳	二十六 三内 秀子		
十三 伊藤美代子	二十八 川口 玲子		
十四 石田 律子	二十九 高垣 静代		
十五 多田磨里子	三十 吉田 英司		
十六 木谷 邦夫	平井 良子		
計	二十七名		

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）第二条の規定により、昭和三十六年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。
 昭和三十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 受験資格

(一) 学校教育法による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校に

01055

五 合格者の公表

試験実施後一月以内に試験合格者の氏名を県公報に

より公表するとともに、合格者に通知し、合格証書を

交付する。

六 その他

(一) 試験に關し不正行為があつた場合は、試験を停止

し又はその合格を無効とする。

(二) 試験に關する詳細については、鳥取県農林部林務

課又はもよりの農林振興局林業課に照会のこと。

なお、郵便で照会の場合ば、返信料を同封すること。

と。

別記第一号様式（日本標準規格B-5）

受験資格認定申請書

本籍

現住所

氏(ふりがな)

名

年 月 日

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者である
ことの認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

右 氏 名

鳥取県知事 殿

る者は、受験資格認定申請書（別記第一号様式）に次の書類を添え、昭和三十七年一月十六日までに知事に提出すること。

- (一) 履歴書（別記第三号様式）
- (二) 最終学校卒業証明書

二 試験実施方法

(一) 受験願書の受付期間

昭和三十六年十二月十八日から昭和三十七年一月

十八日まで（最終日の消印があるものは有効）

(二) 受験願書の受付場所

鳥取市東町 鳥取県農林部林務課

(三) 試験の期日

昭和三十七年二月三日 午後一時三十分から

昭和三十七年二月四日 午前九時から

(四) 試験の場所

鳥取市東町 鳥取西高等学校校舎

(五) 試験の方法

試験は筆記試験と口述試験に分けて行なう。

2 筆記試験は学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行なう。

3 口述試験は社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

三 出願書類

(一) 受験願書（別記第二号様式）

(二) 履歴書（別記第三号様式）

(三) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(四) 受験資格を有する者である職歴証明書（別記第四号様式）

(五) 写真（最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

(四) 受験手数料

(一) 受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。

(二) 既納の手数料は還付しない。

01057

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号 (第3種郵便物認可)

所屬長職名 氏名(印) 年月日

別記第四号様式

職歴証明書

職名

氏(ふりがな)

年月日生

試験研究に従事した期間及び勤務場所

教育に従事した期間及び勤務場所

普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

01056

昭和36年12月1日 金曜日 鳥取県公報 第3281号 (第3種郵便物認可) 20

別記第二号様式 (日本標準規格B-5)

収入証紙付
現住所欄

受験願書

本籍

氏(ふりがな) 名

年月日生

本籍

学歴

年月

学校名及び専攻科目

所在地

林業改良指導員資格試験を受けたいので関係書類を添えて

出願します。

年月日

右

氏

名(印)

賞

罰

鳥取県知事 殿

年月

年月

右

氏

名(印)

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
至年月	至年月	至年月	至年月
自年月	自年月	自年月	自年月
至年月	至年月	至年月	至年月
至年月	至年月	至年月	至年月

右のとおり相違ありません。

別記第三号様式